守成クラブ「あすの四日市会場」会則

施行日：2026年11月5日

理念

ヒトとヒトが、未来をツクル！

本会は会員相互の信頼関係を基盤とし、自ら市場を創り、互いの事業発展に貢献することを目的とする。また、会員一人ひとりが主体的に行動し、地域経済の発展及び中小企業の繁栄に寄与することを基本理念とする。

第1章　総則

第1条（名称）

本会は「守成クラブあすの四日市」（以下「本会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会は会員相互の商談交流及び販路拡大を促進し、会員企業及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。また、「創業は易し、守成は難し」の精神のもと、会員企業の継続と発展を支援し、地域経済の活性化に寄与する。

第3条（守成クラブ6つの約束）

本会は守成クラブの理念に基づき、次の事項を遵守する。

① 守成クラブへの入会は会員の紹介を必要とする。

② 健全な会運営のため、政治、宗教及び反社会的活動を目的として入会することはできない。

③ 本会は中小企業経営者及びそれに準ずる者により運営される。

④ ゲスト参加は歓迎するが、同一人物のゲスト参加は原則1回限りとする。

⑤ 会員は市場拡大及びビジネスチャンスの創出に努める。

⑥ 一人はみんなのために、みんなは一人のために。

第2章　会員

第4条（会員資格）

本会の会員は、本会の理念に賛同する経営者及びそれに準ずる者とする。ただし、次の各号に該当する者は入会できない。

① ネットワークビジネスを主たる目的とする者

② 政治活動を主たる目的とする者

③ 宗教活動を主たる目的とする者

④ 反社会的勢力及びその関係者

⑤ 公序良俗に反する事業を行う者

⑥ 法令上必要な許認可を受けていない者

⑦ 世話人会が不適切と判断した者

⑧ 投資・投機ビジネスを主たる事業とする者

⑨ 占い、霊感商法、関連商法その他これらに類する事業を行う者

第5条（入会）

入会希望者は会員の紹介を受け、所定の入会手続きを行わなければならない。入会の可否は代表及び世話人会が審査し決定する。

第6条（会員区分）

本会の会員区分は次のとおりとする。

① ゲスト：例会へ初めて参加する紹介者とし、本会の理念及び運営方針を理解することを目的とする。

② 準会員（緑バッジ）：入会手続きを完了した会員とする。準会員は本会の理念を理解し、自ら市場づくりに参加するとともに、ゲスト参加及び会員拡大に努める。

③ 正会員（赤バッジ）：準会員が会員紹介を行い、所定の条件を満たした場合に正会員となる。正会員は本会の発展に寄与し、他会場との交流及び市場拡大に努める。

④ ゴールド会員（ゴールドバッジ）：守成クラブ本部の定める基準を満たした会員とする。

⑤ ダイヤモンド会員（ダイヤモンドバッジ）：守成クラブ本部の定める基準を満たした会員とする。

会員区分の管理は世話人会が行う。

第7条（会員の権利）

会員は例会、商談会、交流会その他本会事業へ参加することができる。

第8条（会員の義務）

会員は次の事項を遵守しなければならない。

① 本会則を遵守すること。

② 会員相互の信頼を損なう行為をしないこと。

③ 本会の発展に協力すること。

④ 会費その他負担金を期限内に納付すること。

⑤ 会員情報を適切に管理すること。

第9条（退会）

会員は所定の手続きを行うことにより退会できる。既納の会費及び負担金は返還しない。

第10条（除名・活動停止）

会員が次の各号に該当した場合、世話人会出席者の3分の2以上の賛成により除名することができる。

① 本会の名誉を著しく毀損した場合

② 本会の運営を妨害した場合

③ 本会則に違反した場合

④ 会員への誹謗中傷を行った場合

⑤ 禁止事項に違反した場合

⑥ 会員として不適切と認められた場合

⑦ 重大な法令違反又は反社会的勢力との関係が判明した場合

世話人会は違反の程度に応じて、注意・警告又は活動停止の処分を行うことができる。活動停止の期間及び解除は世話人会が決定する。

除名に先立ち、本人に理由を通知し、原則7日間の弁明の機会を与える。ただし、緊急に被害を防止する必要がある場合は、弁明前に暫定的な活動停止を決定できる。

処分対象者及びその紹介者その他の利害関係を有する世話人は、当該処分の審議・議決に参加できず、当該議案の定足数及び議決数の算定から除く。

除名又は活動停止を決定した場合は、その理由及び処分内容を本人に書面又は電子メール等で通知する。

第11条（移籍）

他会場への移籍は、代表及び移籍先代表の承認を必要とする。

第3章　組織

第12条（世話人）

本会に次の世話人を置く。各役職は兼任することができる。兼任する場合も、議決権は1人につき1票とする。

① 代表　1名

② 副代表　1名以上

③ 事務局　1名以上

④ 会計　1名以上

⑤ その他の世話人　1名以上

第13条（世話人会の構成）

第12条に定める世話人をもって世話人会を構成する。

第14条（世話人会の権限）

世話人会は次の事項を審議及び決定する。

① 会運営に関する事項

② 会計に関する事項（予算及び決算の承認を含む）

③ 会則改正に関する事項

④ その他重要事項

第15条（選任）

世話人は会員の中から世話人会の推薦及び承認により選任する。次年度の世話人は円滑な引継ぎ及び運営準備のため、原則として任期開始日の3か月前までに選任するものとする。

第16条（任期）

世話人の任期は毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。世話人は再任することができる。世話人が任期途中で退任した場合は、世話人会にて後任者を選任する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第17条（退任）

退任する世話人は後任者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

第18条（解任）

世話人が本会運営に著しい支障を及ぼした場合、世話人会出席者の3分の2以上の賛成をもって解任することができる。

第19条（世話人補佐）

世話人会は必要に応じて世話人補佐を置くことができる。世話人補佐は世話人会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

第20条（世話人会の基本原則）

世話人会は会員の商売繁盛と会場運営を支える合議機関とする。議決権は第12条に定める世話人1人につき1票とし、役職を兼任しても票数は増えない。世話人補佐は議決権を有しない。世話人会は議事録を作成し、適切に保管する。

第4章　運営

第21条（世話人会）

世話人会は本会の運営に関する事項を協議及び決定するため、原則として毎月開催する。

第22条（定足数）

世話人会は代表の出席を原則とし、代表が欠席する場合は副代表の出席を必須とする。あわせて、議決権を有する世話人の過半数の出席をもって成立する。

第23条（議決）

世話人会の議事は、代表又は代表が欠席する場合の副代表が出席し、出席した議決権を有する世話人の3分の2以上の賛成をもって決する。賛成者数に端数が生じる場合は切り上げる。

第24条（オンライン決議）

緊急を要する場合は、電子メール、SNSその他電磁的方法により決議を行うことができる。この場合、代表の参加を原則とし、代表が参加できない場合は副代表の参加を必須とする。議決権を有する世話人の過半数が回答したうえで、回答者の3分の2以上の賛成をもって決する。

第5章　会計

第25条（事業年度）

本会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。初年度は2027年1月1日から2027年12月31日までとする。

第26条（会計管理）

本会の会計は適正かつ透明性をもって管理しなければならない。

第27条（予算及び決算）

会計担当者は毎年度の予算案及び決算書を作成し、世話人会の承認を得るものとする。予算及び決算は、代表又は代表が欠席する場合の副代表が出席する世話人会において、出席した議決権を有する世話人の3分の2以上の賛成により確定する。

第28条（会計報告）

会計報告は毎年1回以上行う。世話人会は会員に対し、会計情報の適切な開示及び共有に努める。会員から会計に関する説明又は確認の申し出があった場合は、会計担当者及び世話人会において必要と認める範囲で説明を行う。

第29条（剰余金）

剰余金は次の用途に使用することができる。

① 会運営備品　② 慶弔費　③ 全国大会参加補助　④ 会員交流促進事業

⑤ 新規会場支援　⑥ 地域貢献活動支援　⑦ 本会の会員が共同して取り組む新事業への支援　⑧ 本会の運営及び会員サービス向上に資する事業

第6章　例会及びブース

第30条（例会）

本会は原則として毎月1回例会を開催する。

第31条（ゲスト）

ゲストは会員の紹介により参加できる。同一人物のゲスト参加は原則1回限りとする。

第32条（例会費）

例会費は世話人会の決議により定める。徴収した例会費は例会運営費及び本会運営費に充当する。

第33条（ブース出展）

ブース出展は会員の商品、サービス及び事業内容を紹介し、商談機会を創出することを目的とする。出展は参加申込者本人が行うものとする。委託販売及び本人以外の商品取扱いを禁止する。飲食物の提供を行う場合は関係法令を遵守し、出展者の責任において実施する。ブース料及び出展料は世話人会が定める。

第34条（広報）

本会は会員拡大及び会の発展を目的として広報活動を行うことができる。

第35条（バッジ）

会員は例会参加時に守成クラブバッジを着用しなければならない。バッジの区分は会員資格に応じて定める。紛失又は破損した場合は所定の費用で再購入するものとする。

第7章　補助

第36条（補助）

補助制度の新設、変更及び廃止は世話人会が決定する。補助制度の内容は世話人会へ報告し、会員へ周知するものとする。

第8章　会員の責務

第37条（会員の責務）

会員は本会の理念を理解し、会員相互の商談機会創出及び市場拡大に努めるものとする。会員は互いの信頼関係構築及び継続的な交流に努めるものとする。

第9章　個人情報

第38条（個人情報保護）

本会は原則として個人情報を適切に管理するものとする。

第39条（情報管理）

会員名簿及び会員情報の第三者提供を禁止する。会員は、本会から提供された会員情報及び会員名簿を本会活動以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第10章　禁止事項

第40条（禁止事項）

会員は次の行為を行ってはならない。

① ネットワークビジネスへの勧誘　② 政治活動への勧誘　③ 宗教活動への勧誘

④ 他団体への勧誘　⑤ クラウドファンディング募集　⑥ スポンサー募集

⑦ コミュニティ募集　⑧ 委託販売　⑨ ハラスメント行為

⑩ 会員への誹謗中傷　⑪ 会員情報の無断利用　⑫ 反社会的活動

⑬ 本会の信用を損なう行為　⑭ 会員への過度な営業行為

⑮ 金銭トラブルを生じさせる行為　⑯ 本会の名称を利用した不適切な営業行為

⑰ 投資・投機ビジネスへの勧誘

⑱ 占い、霊感商法、開運商法その他これらに類する事業への勧誘又は営業行為

第11章　会則改正

第41条（会則改正）

本会則の改正は、世話人会において出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第42条（補則）

本会則に定めのない事項については世話人会において協議し決定する。

第12章　その他

第43条（会費等）

入会金及び年会費は守成クラブの定める費用によるものとする。例会費その他本会費用は世話人会の決議により定める。

第44条（退会後の債務）

会員が退会又は場合によっては除名であっても、本会に対する未納金その他の債務がある場合は、その支払義務を免れない。

第45条（写真・動画等の利用）

会員及びゲストは、本会活動中に撮影された写真、動画及び音声が、本会の広報活動、ホームページ、SNSその他会の運営に必要な媒体で使用されることに同意するものとする。

第46条（反社会的勢力の排除）

会員は、自己又は関係者が暴力団、暴力団関係企業その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証する。

第47条（免責）

本会活動中に発生した事故、負傷、盗難、紛失、会員間の取引その他一切のトラブルについて、本会及び世話人は故意又は重大な過失がある場合を除き責任を負わない。

附則

第1条（施行）

本会則は2026年11月5日より施行する。

第2条（旧規約との関係）

本会則の施行に伴い、従前の規約がある場合は本会則に統合する。

第3条（経過措置）

本会則施行前に決定された事項については、本会則に反しない限り有効とする。